

「市民後見憲章」のご提案

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

平成26年5月、当法人は市民後見人及び市民後見人育成事業のあるべき姿を「市民後見憲章(案)」として策定しました。

老人福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法等の改正、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行の後押しを受け、市民後見人育成事業は各地で本格化しています。当法人では、各自治体等においても、当法人が提案するこの「市民後見憲章(案)」を参考にしていただき、関係各機関と連携、議論し、「市民後見憲章」を策定していただければと考えております。

この市民後見憲章の策定によって、社会貢献としての市民後見が各地域で定着し、市民後見人が誇りを持って活躍できる社会が実現することを願っています。

「市民後見憲章(案)」

市民後見は、良識ある市民が自らの意思により、誇りと共助の精神をもって、自らの暮らす地域の高齢者・障害者の権利の擁護を担うものです。さらにその活動は、地域社会における権利の擁護を目指し、地域に支え合いの力を取り戻します。

1. 市民後見人は、良識ある生活者としての経験を生かし、本人の思いに寄り添い心の通い合う後見活動を行います。
2. 市民後見人は、その職務と責任を理解し、自己研鑽を重ね、本人の権利の擁護と本人の支援に努めます。
3. 市民後見人は、行政・司法・福祉・医療などの関係者と連携を図りながら、本人の生活の質を高める後見活動を行います。
4. 行政は、責任をもって市民後見人を支援する組織をつくり、市民後見人を養成し、その活動を支援します。
5. 支援組織は、安定的に確保された財源により、常設の機関として維持運営されます。
6. すべての人々は、市民後見人に対して敬意を表明します。
7. 成年後見制度に関わるすべての人々は、市民後見人に協力を惜しみません。
8. 市民後見活動は、支援を受ける本人の幸福を希求します。そして、共に助け合う地域社会全体の幸福を希求します。